

規制改革ホットライン処理方針  
(令和元年10月24日から令和元年12月16日までの回答)※1

## 雇用・人づくりワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
複数従業者の労災保険の休業補償給付について	検討に着手	△	1
労使協定の本部一括手続きについて	検討を予定	◎	2
職業紹介の規制緩和について	現行制度下 で対応可能	△	3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中、又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※1 前回WGでは前回検討対象を「令和元年7月31日までの提案」と表記、内容については令和元年7月31日までに提案頂き関係省庁より令和元年10月23日までに回答を得たものである。今回検討対象はそれに続くもの。

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

雇用・人づくりWG関連

番号:1

受付日	元年10月15日	所管省庁への検討要請日	元年11月15日	回答取りまとめ日	元年12月19日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	複数従業者の労災保険の休業補償給付について
具体的内容	休業補償給付の給付基礎日額は、全ての就業先の賃金合算分を基に給付するように変更することで、著しく不利益になることが無くなり、労働者の保護や福祉の増進に寄与するため、政府が後押している「副業・兼業」が促進できる一助になると考える。
提案理由	複数従業者に労災事故が発生して休業せざるを得なくなった場合、休業補償給付の金額は、災害が発生した就業先の給付基礎日額のみしか算定基礎とされない。 他に主たる勤務先がある労働者が、副業中に労災事故が発生して休業せざるを得なくなった場合、休業補償給付は、副業中の勤務先の算定基礎日額のみしか支給されないため、本来給付されている合計賃金に対して、給付金額が少なくなってしまう。特に、主たる勤務先で賃金が多い場合は、本人にとって著しく不利益になる。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	労災認定した場合の給付額については、現在、災害発生事業場における賃金を基礎として算定しています。	
該当法令等	労働者災害補償保険法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	複数従業者への労災保険給付の在り方については、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)において、「副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。」とされています。 平成30年6月より労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において議論を開始し、令和元年6月にこれまでの議論や今後検討すべき課題の整理が行われたところ、速やかに結論を得るべく、同年8月以降も同部会において議論を行っています。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

雇用・人づくりWG関連

番号:2

受付日	元年10月15日	所管省庁への検討要請日	元年11月15日	回答取りまとめ日	元年12月19日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	労使協定の本部一括手続きについて
具体的内容	当社においては、過半数組合がないものの、全国約40箇所及び直営店で届出の必要があることから、本部の一括届出をご検討頂きたい。
提案理由	全国に事業所が存在するところ、就業規則の意見書については本部による一括届出が可能な取り扱いとなっている。一方、36協定は労働組合のある企業にのみ例外的に同様の取扱いを行っている。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>時間外労働・休日に関する協定(36協定)については、本社と各事業場の協定の内容が同一である場合には、本社を管轄している労働基準監督署長に一括して届け出ることができます。</p> <p>このため、各事業場の協定について、労働者側の締結当事者も同一(各事業場の過半数の労働者を組織する労働組合)であることが必要となっています。</p>	
該当法令等	労働基準法第36条、第89条 通達・解釈(平成15.2.15基発0215001)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	今後、通達を改正し、過半数代表者と締結した協定についても本社一括届出を可能とすることを検討しています。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

雇用・人づくりWG関連

番号:3

受付日	元年10月15日	所管省庁への検討要請日	元年11月15日	回答取りまとめ日	元年12月19日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	職業紹介の規制緩和について
具体的内容	チェーン本部にコールセンターを設け、店舗での就業を希望する求職者の応募を受け、該当する地域、店舗の求人を紹介し、応募者を該当加盟店にコールセンターから紹介したい。
提案理由	この施策により、従業員不足の問題を抱える加盟店をサポートするため拡大しようとした場合、業安定法第4条第1項で「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」と定められており、抵触する可能性がある。 コンビニエンスストアは災害時等、社会に重要なインフラとされており、労働力不足でそのインフラ機能を十分果たせなくなることを防ぐためにも、働く人の確保が重要になっている。 一方、フランチャイズ方式のコンビニエンスストアは本部と法人体を異にする加盟店が運営しているが、従業員が担う業務内容と労働条件は概ね標準化され、店舗間の格差は小さいと考えられる。本部と法人は異なるが店舗自体の運営方法・手順も標準化されており、一体的に行動する緊密な事業体とも言える。このため、同一チェーンのどの店舗に就労しても、同一法人内にある複数店舗の一つに就労する場合と大差はなく、労働者が不当な条件での雇用を余儀なくされる危険性は低いと考える。 また、本部が主体となり、斡旋先を加盟店に限定する職業紹介には弊害がないうえ、迅速で円滑な労働力の配分を実現し、また柔軟な対応が求職者の要請にも合致すると考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	職業安定法第4条第1項においては、職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることとされており、職業紹介事業を行う場合には、職業安定法第30条又は第33条等に基づき、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこと等とされています。	
該当法令等	職業安定法第4条第1項、職業安定法第30条、職業安定法第33条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	職業安定法第30条又は第33条に基づき、職業紹介事業を行う場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととされており、現行制度の下でも、当該許可を受けることにより、提案内容を適法に実施することが可能です。 なお、平成31年3月末時点で有料職業紹介事業の許可は22,977事業者、無料職業紹介事業の許可は1,082事業者が取得しており、フランチャイズ方式の事業者の一部においては、当該許可を取得することにより提案内容が実施されています。	

区分(案)	△
-------	---